

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月18日
担当課	水道部工務課

契約業者名・住所	東芝インフラテクノサービス株式会社 東関東支店 千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1 (WBG マリブ イースト 24階)
工事等の名称	幸田配水場計装設備点検業務委託
工事等の場所	松戸市幸田5丁目16番地
種別	保守点検
工事等期間	令和8年5月19日から令和9年1月29日まで
契約金額	1,100,000円
工事等の概要	幸田配水場に設置してある計装機器が正確に、安定的に稼働できるよう点検及び調整を行う。
随意契約の理由	<p>当計装設備は配水場の水量、水圧等を連続的に監視するためのもので、市民の生活に直結する配水場の運転管理に欠かせない設備であり、常に安定的に稼働させ続ける必要があり、点検調整をリスクとさせることはできません。</p> <p>当計装設備は(株)東芝製であり、設置も同社にて行っています。機器の特性試験における基準は、各規程に準拠した製作会社独自によるものであり、点検調整における判定や調整内容は、その機器に特化したものとなります。</p> <p>従いまして、点検調整には当該業者の特殊な技術が必要であるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用し随意契約とします。</p> <p>また、業者は松戸市水道事業会計規程第108条第1項第1号を適用し、(株)東芝からインフラ部門を分社化した東芝インフラテクノサービス(株)を選定いたします。</p>